

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による平成24年11月30日付け大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成25年5月10日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ高野店

京都市左京区高野東開町16番地

2 主な意見の内容

(1) 説明会の開催が周知不足である。

(2) 近隣の住民が営業時間を延長してほしくないと言っているのに、なぜ延長をするのか。

(3) 商業振興課のメールアドレスがホームページに記載されていなかったため、記載をお願いします。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 2 5 年 5 月 1 0 日 (金) から平成 2 5 年 6 月 1 1 日 (火) まで (日曜日 , 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお , 上記 2 の意見の概要は , 法第 4 条第 2 項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく , 提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)